

仙台市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 28 年 8 月 31 日
仙台市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(4) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

（国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業）

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の地域団体が、それぞれの公道に各施設等を設置することにより、地域の賑わい創出や起業促進を図る。

本事業に係る施設等の種類及び当該施設等を設ける道路の区域は、①の区域においては国家戦略特別区域法施行令第 19 条第 5 号の施設等、②の区域においては同条第 1 号及び第 3 号の施設等とする。

（事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの措置を併せて講ずる。）

① 仙台市中心部商店街活性化パートナーシップ準備協議会

- ・東一番丁線、青葉山線、中央通線及び国道 286 号（別紙 1）

② 泉中央駅前地区活性化協議会

- ・泉中央駅前線、泉中央駅入口線、泉中央歩行者専用道路 1 号線及び泉中央歩行者専用道路 2 号線（別紙 2）

(5) 名称：都市公園占用保育所等施設設置事業

内容：都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例

（国家戦略特別区域法第 20 条の 2 に規定する都市公園占用保育所等施設設置事業）

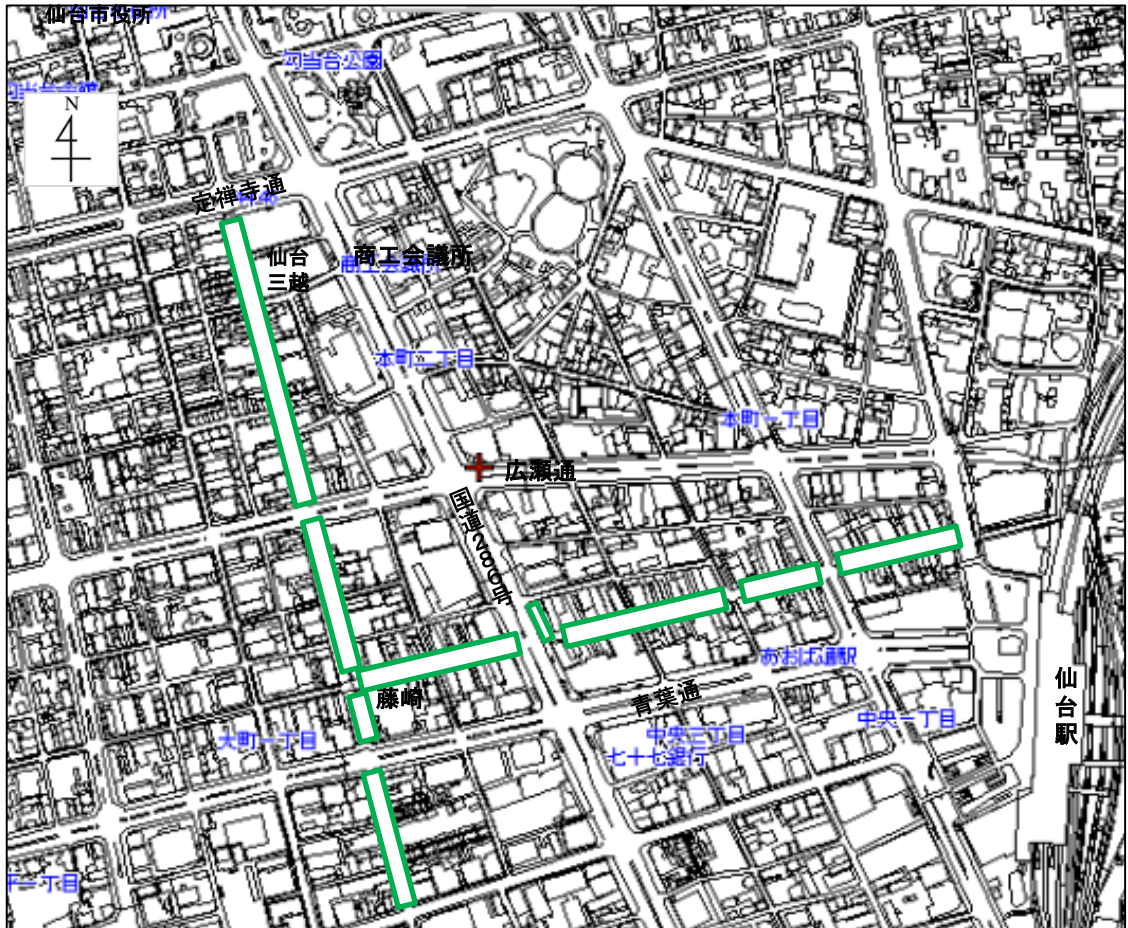
社会福祉法人中山福祉会が、市立中山とびのこ公園（仙台市青葉区）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 29 年 4 月設置】


国家戦略道路占用事業の適用区域

別紙1

東一番丁線・青葉山線・中央通線・国道286号

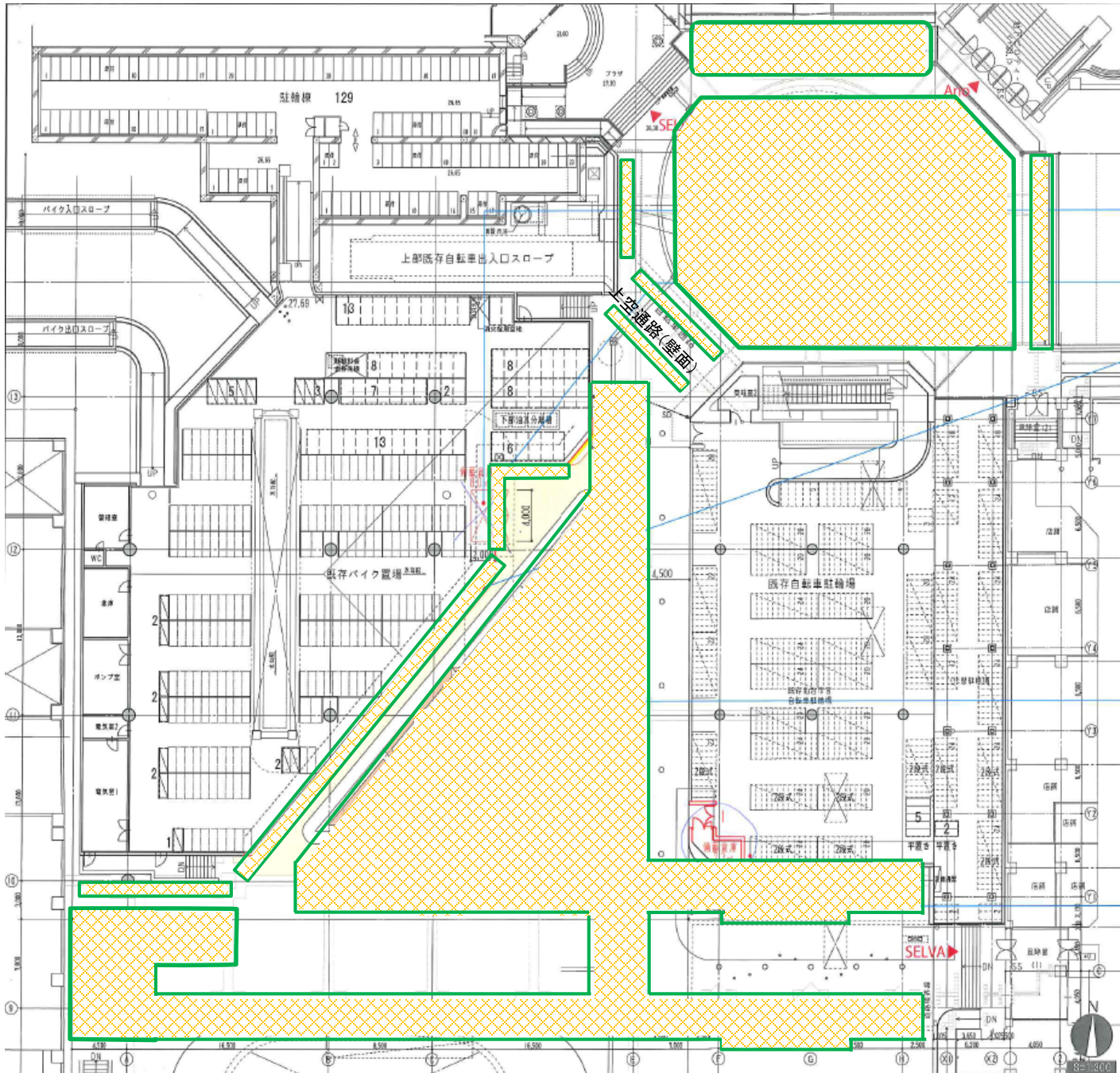
1/10000



国家戦略道路占用事業の
適用区域 

1. 泉中央駅前線
2. 泉中央駅入口線
3. 泉中央歩行者専用道路1号線
4. 泉中央歩行者専用道路2号線

S=1/500



国家戦略道路占用事業の適用区域

